

平成 31 年度 出雲崎町奨学金貸与要項

○趣 旨

出雲崎町奨学金は、教育の機会均等の趣旨に基づき、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して奨学金を貸与して、在学中勉学に専念することのできるよう援助を与えることを目的としています。

1. 申込資格（次のすべてに該当すること）

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、専修学校（専門課程で修業年限が 2 年以上）、短期大学、大学または高等専門学校に在学する者
- (2) 出雲崎町に住所を有する者の子弟であること
- (3) 経済的理由により修学が困難であること

2. 貸与月額及び貸与期間

- (1) 貸与月額（無利子）
 - ア 高等学校、高等専門学校の 1 年～3 年 10,000 円
 - イ 県内の専修学校、短期大学、大学、高等専門学校の 4 年、5 年 30,000 円
 - ウ 県外の専修学校、短期大学、大学、高等専門学校の 4 年、5 年 50,000 円
- (2) 貸与期間
平成 31 年 4 月から最短修業年限の最終月まで

3. 連帯保証人（奨学金貸与の際に 2 名必要です。）

- (1) 1 人は申請者の保護者等
- (2) 他の 1 人は、独立した生計を営む成年（64 歳以下で、債務を弁済する能力を有する方）

※貸与決定後、連帯保証人の印鑑証明書が必要です。

4. 申請時に提出する書類

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第 1 号）
 - (2) 奨学生推薦書（様式第 2 号）※出身学校長又は在学する学校長が記入
 - (3) 合格通知の写しまたは在学証明書
 - (4) 世帯全員の住民票
 - (5) 保護者（両親又は後見人）の収入がわかる書類
- 平成 30 年分の源泉徴収票（給与所得）また確定申告書（自営業者等）の写し
提出いただいた書類は奨学生の選考に使用します。提出書類は返却いたしません。

5. 提出期限及び提出先

平成 31 年 3 月 29 日（金） 出雲崎町教育委員会 教育課

裏面もご覧ください。

6. 採択決定の時期と通知方法

- (1) 採用決定の通知時期は、4月下旬ころです。
- (2) 採用決定は、教育委員会の選考に基づき町長が決定します。

7. 採用決定後の手続きについて

採用された場合は、採用の通知と一緒に下記の書類を送付しますので、期限までに提出してください。提出がない場合は、奨学金を貸し付けることができません。

- (1) 借用証書
- (2) 誓約書
- (3) 口座振替申込書（奨学生名義）
- (4) 印鑑登録証明書（連帯保証人2名分）

8. 奨学金の貸与時期

毎月10日（金融機関の休業日に当たるときはその前日）に指定口座に振り込みます。

9. 返還 ※貸与終了後、関係書類を送付します。

- (1) 返還期間は10年以内で、年賦払い、半年賦払いが選べます。
- (2) 奨学生は貸与の終了した、翌月から1年間返還猶予します。ただし繰り上げて返還することができます。

この返還金は直ちにその年の奨学金となり、後輩に貸与されます。返還が確実に行われないと、奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

貸与を受けた本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還を請求します。

- (3) 奨学金の返還を正当な理由がなく怠った場合は、延滞金（滞納額の年7.3%）が課せられることがあります。

申請先・お問い合わせ先

出雲崎町教育委員会 教育課

〒 949-4342 新潟県三島郡出雲崎町大字米田 281 番地 1

電話 0258-78-2250 fax 0258-78-4559

出雲崎町奨学生の選考基準について

出雲崎町奨学生は、下記の基準を基に選考します。

【収入の選考基準】

本人（奨学生）の保護者（親権を行う者又は後見人）の1年間の認定所得額が下表「1. 所得基準額」以下であること。

認定所得額の算出は、「2. 所得額の計算」により収入がある個人ごとに算出した後、父母を合算した金額をいいます。

1. 所得基準額

区分	所得基準額	
世帯人員	2人	282万円
	3人	328万円
	4人	355万円
	5人	382万円
	6人	402万円
	7人	422万円
	8人	442万円

備考:世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員8名の収入基準額に加算する。

下記により算出された所得額の合計額が所得基準以下である必要があります。

2. 所得額の計算 ※個人ごとに計算します。

(1) 給与所得の場合

年間総収入金額	所得額の算出式
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	収入金額－486万円

【注1】 1万円未満は切捨て

【注2】 同一人で2か所以上からの収入があり、いずれも給与収入の場合は、収入額を合算した後、上記計算式により個人ごとに算出します。

(2) 給与所得以外の場合

収入金額（または売上額）から必要経費を差し引いた金額を記入する。

【注1】 1万円未満は切捨て

次項の計算式を参照してください。

計算例 保護者二人とも給与所得の場合 父年収 600 万円 母年収 300 万円の場合
 ➤給与所得 父(3)に該当、計算式により 197 万円 母(1)に該当 0 万円
 所得金額は、197 万円+0 万円=197 万円となります。

【所得額計算式】

① 給与所得者の場合

年間総収入 a 万円 (1 万円未満切り捨て。所得証明書または源泉徴収票の「給与収入」)

a が 329 万円以下の場合 0 万円

a が 330 万円以上 400 万円以下の場合 . . . $a \times 0.8 - 263$ 万円 万円

a が 401 万円以上 878 万円以下の場合 . . . $a \times 0.7 - 223$ 万円 197 万円

a が 879 万円以上の場合 $a - 486$ 万円 万円

② 自営業者の場合

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 . . . 万円

③ その他の所得の場合 (不動産所得・配当所得など)

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 . . . 万円

④ 上記①～③の所得が複数ある場合

・ 給与所得分

年間総収入 a 万円 (1 万円未満切り捨て。所得証明書または源泉徴収票の「給与収入」)

a が 329 万円以下の場合 万円

a が 330 万円以上 400 万円以下の場合 . . . $a \times 0.8 - 263$ 万円 万円

a が 401 万円以上 878 万円以下の場合 . . . $a \times 0.7 - 223$ 万円 万円

a が 879 万円以上の場合 $a - 486$ 万円 万円

給与所得 万円 A

・ 営業所得およびその他の所得

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 . . . 万円 B

保護者の所得額 (A+B) 万円